

二、い、平、月、の、補、正、で、あ、り、ま、す、が、二、れ、り、は、人、件、費、あ、る、い、は、伝、染、病、
院、の、買、取、金、や、西、多、摩、犯、生、組、介、に、お、け、る、買、取、金、等、の、増、を、補、正、し、よ、う
と、す、る、も、の、で、ご、さ、い、ま、す。補、正、後、の、数、字、は、六、千、三、百、三、十、万、四、千、円、と、な、り
ま、す。つ、ぎ、の、農、林、水、産、業、費、あ、る、い、は、商、工、費、に、お、け、る、若、干、の、補、正、が
あ、り、ま、す、が、い、づ、れ、も、人、件、費、の、増、に、す、る、も、の、で、ご、さ、い、ま、す。土、木、費、に、お、き
ま、す、は、人、件、費、維、持、費、あ、る、い、は、防、犯、道、路、の、新、設、等、の、他、都、市、下、水、路、
の、事、業、公園、横、田、基、地、排、水、路、等、諸、般、の、事、業、を、含、め、ま、す、と、総、体、的
に、お、よ、三、千、四、百、八、十、六、万、三、千、円、を、補、正、し、総、額、一、億、二、千、百、三、十、五、万、二、千、円、
と、し、よ、う、と、す、る、も、の、で、ご、さ、い、ま、す。二、れ、り、は、い、づ、れ、も、人、件、費、物、件、費、
等、の、増、を、含、ん、で、あ、り、ま、す。一、は、お、失、業、対、策、費、に、お、き、ま、し、て、当
初、予、算、に、あ、り、ま、せ、ん、で、五、百、四、十、一、万、五、千、円、を、新、正、に、増、額、す、る、も、の、
で、ご、さ、い、ま、す。消、防、費、に、お、き、ま、し、て、は、二、れ、り、は、四、十、三、百、を、ご、覧、に、た、だ、け
い、げ、め、ら、る、と、思、い、ま、す、が、新、正、に、断、水、槽、の、築、造、あ、る、い、は、消、防、衣、設、の、設、置、
等、記、料、等、と、二、に、計、上、に、し、た、お、ま、で、ご、さ、い、ま、す。放、射、費、に、つ、き、ま、
ま、は、一、億、三、千、四、百、六、十、五、万、五、千、円、を、追、加、に、し、ま、し、て、二、億、五、千、七、百、三、十、七、
万、二、千、円、と、相、当、る、も、の、で、ご、さ、い、ま、し、て、二、れ、り、は、事、項、列、明、細、書、の、四、十、四

頁、以、下、を、ご、覧、に、た、だ、き、ま、す、と、そ、の、大、き、な、も、の、が、お、ま、り、と、る、と、思、い、ま、
す、が、人、件、費、に、お、け、る、三、百、四、十、七、万、九、千、円、の、販、賣、給、の、増、あ、る、い、は、販、賣、
予、当、百、三、十、九、万、二、千、円、の、増、事、業、費、に、お、け、る、百、五、十、四、万、六、千、円、の、増、
等、れ、り、は、商、協、の、事、業、事、業、費、予、計、用、地、買、取、に、お、け、る、第、五、小、と、し、て
五、千、百、七、十、四、万、五、千、円、つ、ぎ、に、給、食、セ、ン、タ、ー、に、お、け、る、設、備、費、の、増、等、を、
考、え、ま、し、る、ほ、か、第、四、小、学、校、の、増、築、工、事、も、二、百、四、十、六、千、七、百、円、が、含、ま、れ、
あ、る、も、の、で、ご、さ、い、ま、す。予、計、仮、算、第、六、小、学、校、と、し、て、も、将、来、建、設、を
予、定、さ、れ、て、あ、る、も、の、金、額、四、千、五、十、九、万、二、千、円、~~は~~三、千、万、円、と、な、り、ま、し、て
相、殺、に、し、ま、し、て、小、学、校、費、は、先、程、中、し、あ、げ、ま、す、と、な、る、に、お、よ、し、て、あ、る
も、の、で、ご、さ、い、ま、す。其、の、他、中、学、校、の、管、理、費、に、お、け、る、七、千、九、百、十、六、万、二、千、
円、の、増、で、ご、さ、い、ま、す、が、二、れ、り、の、大、き、な、も、の、は、第、二、中、学、校、に、お、け、る、屋
内、体、育、館、第、一、中、学、校、に、お、け、る、体、育、館、の、各、種、工、事、あ、る、い、は、第、二、中、学、
校、の、校、地、買、取、費、の、七、千、三、百、三、十、万、一、千、円、等、が、大、き、な、も、の、で、ご、さ、い、ま、す、
其、の、他、第、二、中、学、校、に、お、け、る、屋、内、体、育、館、の、建、設、費、と、し、て、新、正、に、七、千、七、百、
八、十、七、万、円、等、を、計、上、に、し、た、も、の、で、ご、さ、い、ま、す、が、い、の、償、費、に、つ、き、ま、し、て、は、百、十、四、万、
二、千、円、二、れ、り、主、と、し、て、借、入、金、利、子、の、増、で、ご、さ、い、ま、す。一、は、お、前、年、度

繰上元用金に充てる分千七百六十七円五十分月、今度の補正予算
におきまして、せめて取りまして赤字は四十二年度から四十三年度には持
ち越さないとしようにしております。以上甚だ簡単
に説明でおめかりにくいと思いますが、よろしくご審議のほどお
願い申しあげます。

議長（田村匡雄君）　これより質疑を行います。

三三番（岩田博君）　本日は各関係委員会には託し慎重に審議を願
うと思っております。

三三番（大沼秀佐君）　その前に先般の計画変更の臨時会の際、いろいろ
内容的に説明がなされたわけですが、三三番は三三番間をしてみたい
点があるわけですが、ただいま岩田議員からご提案申しあげました
点は当然その方法にも若干の点に下すたいと思っておりますが、その前に三
三番間申しあげたいと思っております。予算書の十六頁の教育費、国庫
補助金でございますが、これは第四小学校の補正が九百七十三円五十分
の歳入としておりますが当初計画とはかなり違っております。またそれ
から四十六頁の歳入の補正間で約四百円五十分ばかりの差額が出ておる

わけですが、この説明をお願いしたいと思っております。

それから三番目といたしまして千六百頁の一般街道改良事業五百六十六
円五十分が、この主として五車につく、担当課長からご説明願いたいと思
います。三番目として三十一頁の中央排水第二期事業の千四百五十九円
の補助金が、来年度のたのかどうか、これについてお願いいたします。それ
から三十九頁の基地排水路でございますが、計画変更では千五百円と
しておりますが、四千九百円といたしまして大分補助金の増額でござい
ます。この点について、以上の四点につきまして説明願いたいと思
います。

助役（森田幸造君）　詳細については担当課長からお答えいたします。

教育課長（高水正君）　二番目の要旨が、よくわかりました。その
四、小学校の国庫補助金が九百七十三円五十分とありますが、それと……

三番（大沼秀佐君）　もう一度申しあげますと、けさまで歳入の補正は
九百七十三円五十分ですが、歳入の面におきましては補正が合計で四千
五百四十五円五十分ですが、この前の計画変更では四千七百七十五円五
十分といたしておりますが、千二百四十円ばかりの差額が出ておるとい
うこと、それから歳入にありまして当初予算では千七百七十三円五十分
であったのか、

いわける。今日の補正は九月七十七万三千円に下つたという理由がいわけ
るあとでまだ補助金がもらえぬのか、それともこれは二はかたという
ことであらう。それを聞きたいわけだ。それと四百万円の計画変更と補正
の差額です。

教育課長（高水 本君） 計画変更の数字が二にはのすおりのことか
今日の四百五十万四千五百円というものに好むの九百七十七万三千円の
補助金につきましては当初予算におきましては四年分の財政再建
計画に基いての数字でございます。その当然に三におき、実施の段階に
入り二の四百五十万四千五百円が全額は庫補助の好意をばつてい
てせん。その中に当然の教育工事の好意分とやうな高い教育工事
にても下うの負担分やうなものがございますが、この九百七十七万三千円
は当初予算の時にみまあり、その分を計算し、そのものに、ついで
案費の九割を見込み、そして当初予算にのせられており、その国庫補
助金を差引いた額を三に九百七十七万三千円を計上しては、結果でございます。
す。以上でございます。

土木部計画課長（森田 猛君） 私からご容赦いたします。

最初の三十六頁の道路新設改良費のうち一般道路改良工事、五百
六十六万四千円ですが、この場合、その道路は百六十九号線、これは第一
中学校の裏側から、柳道までの間、それから柳道は百四十三号線、これは
熊川の山王橋から中学校に向い、青梅線の踏切りまでの間、それから
柳道は十五号線、これは熊川の農協の奥多摩街道から第二中学校
とわけて、ついで柳道は百六十五号線と三十三号線ですが、これは
長沢の神明神社から、旧柳道までの間、それから補助道は十三号線
で昭和四十一年度より倉庫の入口から南を舗装したわけですが、その線
りをするわけでございます。二は熊川神社までやりたいというわけです。
それから、その後の事業も出て参ります。道路認定で、基費外排
水は四十一年度でやり、その下関係の道路の築造等、二は、その予算
に盛り込んであるわけでございます。二の金額が工事請負費と
して五百六十六万四千円とあります。二は、昭和四十一年度から四年
にわたり、資材費の値上り、労働力費の値上り等にあり、そして若干の
延長の差は出てくるものと思っております。二は、今申しあげたように、
二と二の区間も若干短かくし、なければならぬ点も出てくるものと存じ

す。五、六の間の水道管の埋設ということもございすので、せめて
舗装した所をまた掘り返すというふうなことはあつたところでは
いうことで、場所によりましては予算議決後すぐに着工すべき
場合もあるかと思ひますので、ご了解いただと思ひます。

その三十一年の都市下水路費の關係ですが、この中で排水で、これ
は当初が地財法を貸ける段階で四カ年の事業計画をたてて
わけですが、その時に第三年目におきまして中流のグラント付近で
が、雨が降るにびに浸水するということで四十五年で施行いたしま
した第三の学校から自治会館の道路の間、それから中流駅から
中学校に向う青梅線沿いの二本を入れなければ付近の浸水はよう
まい防げないという観点にたつて四年先の予算を組んでわけござい
す。その後いろいろ調査いたしまして現在中流地区におきましては百
三リ、九百三リ、千三リの管を埋設したわけございす。一応
その傍であの周辺の排水はとれるというところにほりこいたのが今度
はこれを全部カットしたということでございす。それからつぎに横
田基地周辺の排水路でございすですが四千九百九日、基地排水に

つきましては一般質問にもございすんですが、当初は二カ年やる予定
でございすんですが地財法の事業計画の中には第三年目は計画しな
かつたわけございすんですが、その後、事業費の増加、路線変更等々
で年度がばやうなけりなけりなけりという段階にたつておるわけご
ざいまして、そこで防犯下の事業計画案によりまして、第三年目に
おきまして四千九百九日を二心予算に計上したわけですが、それから
第三年目の事業でございすすけれども五日市議の横断という大きな
仕事があるわけですが、これにつきましては四十五年度から東京鉄
道管理局等々設計を委託しておりすが、当初防犯下、それ
かり所を考へまして金額と、国鉄が内々で事業費の概算をしたもの
と相当のゆりざか出ておるというのと、これが防犯下と大蔵省との
關係で今年度施行ができなくはなるのとはちがうかというふうな問
題もあるわけございまして、先程市長も一般質問でお話したとお
り来年度はどうしても防犯下でもやるというのを申してあるわけ
でございす。それから四千九百九日をございすんですが、一応この横断を
横断しましてそれから四十五年度事業をやりまして下初道關係、残り

。所長 石川常下郎君。自席からお話し願います。起債だけお答へ申しあげます。大変起債の額が多く有りまして、この補正予算にも有りすが、おやうく本年度末一般会計におきまして二億四千円、それから水道会計におきまして本年度三億を越すであろうと、全部で五億五、六千万円になるが、しかしながら私は、地不償は非常に信が信用あるため、あそこを借りなければ仕事ができまいわけですから、ご承知のとおり所の財政というものは非常に低くございまして、四、五年度におきましても一般経常赤字が臨時のものを入れずとも六千五百万はしかばいわけまございます。正規にするとおやうく四千円は低しかばいわけですから、起債を借りらるだけ所の信用があるというふうに解釈しておるわけまございまして、今後とも起債は借りらるだけ方に多く借りると、手元の方がよろしいというふうには私は解釈しております。手元地財法があつたためになしめによい借りられわけまございます。地財法明けになりますと今までもおりにいかないかも知れませんが、私は借りなれるだけ借りたいと考えております。それなり電の被害については

助役から申しあげます。

。助役 森田幸彦君。降電被害の件まございしますが、こしむき急を要する被災農家に好する見舞金というふうなものにつきまとは予算とをば手元補正されておりますが、これはお見舞金というふうな性格からいへば、まして時期を失してからと、あけるといふことでは出遅れということも考へらるべきで、とりあえず所長と實際費の中からこれを支払ひして、その支払ひの實際の事務は農協にお願ひしたわけまございしますが、大体二千百万前後でございするように聞かれます。その他いろいろは災害に好する対策まございしますが、これらは各所長とも同一歩調をとりましていただいす都のオにいろいろは接助対策として、例えば種あるいは苗木というものの購入等に好する助成であるとかあるいは信農資金の融資であるとかいろいろ問題につきましては田市との同一歩調まございするが、それれ都からの回答がありしたい私も思ひます。手元を補正するといふ考へまは議会のお審議をおく段階にならうかと考へます。従いまは降電被害に好する直接の支払については今度の補正予算

の件には祖承されておられるという事でございすのでよろしくお願いいたします。

十七番(永井清一君) ちよと伺いたいのですが、民生費につきますが、民生費はいわゆる民生委員の費用等も含みおられるわけですか、実はその点についで、別に保護司が十三名あり十五名いるという事をすが、それに好して年間一人二ヶ月の経費が出ておるということを伺います。それによつての経費がどこに入るのか、どういふ点で伺いたいと思ひます。またそれと民生委員が社会福祉費の中に入るとすれば相当の金額になると思ひますが保護司の場合には、最近では犯罪の増減等の面から保護司の役割は大きいものがあると思ひますが、それに好してあまり経費が少いとするとは非常にやりにくい点もございすので、一応これかどこに入るのかまた今後どのような好外されていくのか伺いたいと思ひます。

民生課長(森田 武君) 十七番議員さんの二質問にお答えいたします。民生委員と保護司はいずれも国から委託されている特別委員でございす。併しては民生委員の報酬、これは当初予算ですが

三十三万六千円を組んでおります。

それから保護司につきましては一人二ヶ月、これは十三人で今回の補正予算に買掛金のところに入っておりますが六ヶ月を組んでおります。それから民生委員と保護司の報酬の件もございす。民生委員の場合は年間六ヶ月、一人当り国から交付され、それに加えます。それからやはり年間約三万六千円位になります。保護司の場合も一つの事件をもちますと実費等償が国の法務省から個人に渡されるわけですが、この民生委員と保護司を頼にするときや大差はないわけに民生委員としては国から特別と申しす。その報酬として出ておりますが、保護司には予算上では国から買掛金として持ち出しているようになっています。

十八番(岡 本吉君) いろいろと細かり点についで質問いたしたいと思ひがあるのですが、先程三十三番議員さんからも発言がありました。おり各委員会に十分なる二討論をお願いするといふことにいたしました。本件に好しては質疑を大切していただきたく思ひます。

(二番議員として呼びかけあり)

。議長（田村匡雄君）二れにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。議案第三十七号は別紙付記表のとおり、
れぞれ所管の委員会に付記し詳細な審議を願うことにいた
すと思っておりますが二れに二異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

。議長（田村匡雄君）二異議なしと認めおろさう決定いたしました。

なお委員会の審査報告は本会期中にお願いたします。

。議長（田村匡雄君）おはかりいたします。

日程第七および日程第八については関連がありますので一括議題に
したいと思っておりますが二れに二異議ありませんか、

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

。議長（田村匡雄君）二異議なしと認めおろさう決定いたしました。

。議長（田村匡雄君）日程第七議案第三十八号は道路路線の認定につ
いて日程第八議案第三十九号は道路路線の認定についで一括議題に
いたします。事務局として議案の朗読をいたさせます。

（野崎謙三係長朗読）省略

。議長（田村匡雄君）理案者から提案理由の説明をお願いします。

（助役森田幸造君登壇）

。助役（森田幸造君）お許しをいただきます。議案第三十八号および三十
九号につきまして説明申し上げたいと思っております。議案第三十八号が

ございしますが、これは現在当所から玉川上水に平行して青梅方面に
通っており、和道と川、青梅線の宿橋のところに田村半井
の裏を通りまして永田とゆり、永田会館のところに永田橋
のところに旧和道とございしますが、新たに和道が新橋を通
る永田橋まで開通しました関係上二の間の和道が狭道となりま
したものを新たに和道として二れを認定しようとする
ものでございします。それから議案第三十九号ですが二れは今次の横
田基地周辺排水路の用地としてここに新たに認定しようとするもの
で、下に排水路が埋設されておるわけにございしますが、二れも和
道の川、青梅線の井戸元さんの上を通りまして和道百三十六号
線までの間、延長百メートルにわたって新たに和道として認定しよう
とするものでございしてよろしく二審議の上で二可決あることをお願

い申しあげます。

議長（田村匡雄君）二れあり質疑を行います。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（田村匡雄君）二れにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。議案第三十八号は原案どおり決するに

二異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（田村匡雄君）二異議なしと認めます。さう議案第三十

八号は原案どおり可決いたします。

議長（田村匡雄君）さうに議案第三十九号は原案どおり決するに

二異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（田村匡雄君）二異議なしと認めます。さう議案第三十九号

は原案どおり可決いたします。

議長（田村匡雄君）さう十分間休憩いたします。

午後三時二十一分休憩

午後三時三十二分開議

議長（田村匡雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（田村匡雄君）日程第九請願第一号レプガススタンド建設反対

請願書を議題に供します。事務局長として請願書の朗読を

いたします。

（島田謙介事務局長朗読）省略

議長（田村匡雄君）紹介議員松本平九郎議員から本主旨の説明を

求めます。

（二番松本平九郎君登壇）

二番（松本平九郎君）二指名がありましたのでレプガススタンド建設

反対の請願書について皆さんにお願ひいたします。このレプガス

スタンドにつきましては念書が来ておりますので二れを讀みあげ

ます。東京都西多摩区事務所建設主事殿、長田屋産業

株式会社、白鳥義男、今般都下西多子郡福生町能川

子四百九十九番地にレプガススタンドを建設するに当り、その建物

確認申請書を提出いたしました。申請するに際し下記事項を

導引して建設せらるゝに運営する事を念書いたします。
一、当該LPガススタンドは、いり集取端法（同法強化石油ガス保安
規則）に定められ、技術上の基準に導引して建設するものであり
ます。従つてその設備につては十分運営の安全性が確保され
かつLPガススタンドにつて高懸を有する従業員に於て保安面
につて十分考慮をせらるゝ運営することになりたします。二、建
設せらるゝに運営につても建設予定地周辺の住民に於てエ
ル所有者のオミに二迷惑をかけないようにし、かつ問題が生じた
場合には十分下り了解を得るものとす。三、建築許可後着
工するに当り、二週間前に建設中であることが周辺に明確に判断
できるよう、標式を掲げるものとす。四、標式表示中に近接住
みより甚しき設置反対が生じた場合は当該スタンドの建設中止
を考慮いたします。参考として、敷地は能川三の石川又一郎
氏の畑地、千三百三十三平方メートル、九百九十九平方メートル、予定に
はつております。此後、建設物、事務所につて四十二年一月十三日
下記条件を以て同意してゐる。

建設三週間前、その旨を告示すること。五月市街道は三十六
年十月五日建設省告示第三千三百八十八号にて二等二種二号の幅
員道路線のため、その計画に支障の生じように配慮すること、注記して
タテマ建設は良いとして、事務所はこの計画路線にひつかかっている。
都は四十二年一月十四日認可を以てゐる。長田屋産業界事務所は
柳並区萩原四の七十一にある。なお福生病院上の都営住宅は、
にも同種スタンド建設が計画され、地元にも反対運動が起りつて
る。

二、この念書が提出されてゐるため、私たちが反対のための諸議員と
して、下の地元の小澤さん、木村さん、とらいつと地元の人と反対され
ておたのめすが、どういう理由で反対されるのか、という点で、その
反対理由をいだし、そして資料があり、それを読みあひ、そして
過去における高圧ガスによる災害発生率の二分の一は、プロパ
ンの災害発生率が、プロパンの普及が進むほど、災害発生率は
増加してゐる。特にスタンド、ガス、二に出入するタテマ
ローリー輸送車の事故は、都市公害として、下り問題をもち、あります。